ST 第1部 7.2.1 の「業者の確認先」における「フリーダイヤル表示」について

「ST 第1部 7.2.1 (説明表示)」において「業者の確認先」を規定しております。 (下記「参考」参照。)

現在の運用は、業者の確認先について、少なくとも、「ST 契約会社名」に加え、その「固定電話番号」又は「フリーダイヤル及び会社住所」の記載を求めております。

なお、昨今、お客様相談室の電話番号を「フリーダイヤル」とし、そこで照会等を受け付けている企業が増えており、「フリーダイヤル」についても「固定電話番号」と同様に扱って欲しいとの要望が寄せられています。

つきましては、「業者の確認先」について、「ST契約会社名」に加え、「固定電話番号」 又は「フリーダイヤル」を記載することで対応することとしましたので連絡致します。 (なお、PHS や携帯電話番号では認められません。)

本件は、平成22年9月1日以降申請の案件から適用します。

【参考】ST 第1部 7.2.1 業者の確認先

各玩具又はその包装、若しくは玩具に添えられた折り込みには、製造業者、輸入業者又は玩具を市販するにあたって責任を負う機関の名称と商標をつけること。 これらの詳細は、その製造業者、輸入業者又は玩具を市販するにあたって責任を負う機関が確認できるような一般的で明確な方法であれば略した形をとっても良い。

(間合せ先)

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 Tm03-3829-2513) まで 問合せ下さい。